

市区町村別集計項目(推進体制等)

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
						有			無	有				無		
						条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
					16	15	8				16					
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	2011年12月19日	2011年12月20日		大津市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
25	202	彦根市	彦根市役所企画振興部 企画課女性活躍推進室	1	1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	2001年12月27日	2002年4月1日		彦根市男女共同参画ひこねかがやきプランII(改訂版)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
25	203	長浜市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	長浜市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1	2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年4月1日		男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
25	206	草津市	男女共同参画センター	1	1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第4次草津市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
25	207	守山市	人権政策課	1	2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	2015年3月26日	2015年3月26日		第4次守山市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
25	208	栗東市	市長公室自治振興課	1	2	1	1				3	栗東市ひとが輝くパートナープラン(栗東市男女共同参画プラン第6版)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
25	209	甲賀市	女性活躍推進室	1	1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	2018年6月29日	2018年6月29日		第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)	2017年7月 ~ 2029年3月	1	1	
25	210	野洲市	人権施策推進課	1	2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次野洲市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
25	211	湖南市	総務部市民生活局人権擁護課	1	2	1	1				2	湖南市男女共同参画アクション2017計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
25	212	高島市	人権施策課	1	2	1	1				0	第2次高島市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	2014年12月19日	2015年4月1日		第2次東近江市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
25	214	米原市	人権政策課	1	2	1	1				2	米原市男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
25	383	日野町	企画振興課	1	2	1	1				0	日野町男女共同参画行動計画~ひのパートナープラン2019~	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
25	384	童王町	未来創造課	1	2	1	1				0	童王ベストパートナープラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
25	425	愛荘町	みらい創生課	1	2	1	0				0	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1	
25	441	豊郷町	人権政策課	1	2	0	0				2					0
25	442	甲良町	住民人権課	1	2	0	0				0					0
25	443	多賀町	総務課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			5						2	3	0	4	1	2	3	0	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター		520-0047	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階	077-528-2615	077-527-6288	http://www.city.otsu.lg.jp/		○			○	○		
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウイズ	522-0041	彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	https://www.city.hikone.lg.jp/index.html	○			○			○	
25	203	長浜市															
25	204	近江八幡市															
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	あい・ふらっと	525-0032	滋賀県草津市大路2丁目1番35号	077-565-1550	077-565-1518	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/danjosankaku/index.html		○		○		○		
25	207	守山市															
25	208	栗東市															
25	209	甲賀市															
25	210	野洲市															
25	211	湖南市															
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめばれっと高島	520-1621	滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	http://npo-genki.com/home/josei/	○			○			○	
25	213	東近江市															
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		521-0031	滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	https://scplaza.jimdo.com		○		○			○	
25	383	日野町															
25	384	竜王町															
25	425	愛荘町															
25	441	豊郷町															
25	442	甲良町															
25	443	多賀町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			5							5	5	5	5	1	0	1	0	1	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	1992年4月1日	9	0	3,243	○	○	○	○								
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	2003年10月1日	4	1	14,847	○	○	○	○				○				
25	203	長浜市																	
25	204	近江八幡市																	
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	2021年5月6日	3	3	8,973	○	○	○	○	○						○	審議会等での託児支援
25	207	守山市																	
25	208	栗東市																	
25	209	甲賀市																	
25	210	野洲市																	
25	211	湖南市																	
25	212	高島市	高島市働く女性の家	1993年4月1日	2	2	9,086	○	○	○	○								
25	213	東近江市																	
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	2006年4月1日	6	0	30,297	○	○	○	○								えずしいマルシェ(女性活躍促進事業)
25	383	日野町																	
25	384	竜王町																	
25	425	愛荘町																	
25	441	豊郷町																	
25	442	甲良町																	
25	443	多賀町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長			副市長			町長			副町長			自治会長数	うち	
						数	うち女性市区長数	女性比率(%)	数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	数	うち女性町村長数	女性比率(%)	数	うち女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			13	0	0.0	13	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,343	167	5.0
25	201	大津市	1998年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							723	74	10.2
25	202	彦根市				1	0	0.0	0	0								328	17	5.2
25	203	長浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							425	6	1.4
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	9	5.4
25	206	草津市				1	0	0.0	2	0	0.0							219	21	9.6
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	6	8.5
25	208	栗東市	2002年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							124	10	8.1
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	4	2.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	4	4.4
25	211	湖南市				1	0	0.0	0	0								43	0	0.0
25	212	高島市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	5	2.5
25	213	東近江市				1	0	0.0	1	0	0.0							389	9	2.3
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	1	1.2
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

滋賀県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード					
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
	小計			868	755	11,612	3,920	33.8			747	690	9,518	3,164	33.2	113	82	698	147	21.1	417	43	10.3	494	48	9.7							
25	201	大津市	40.0	2026年3月	99	90	1,022	372	36.4	地方自治法(第202条の3)に該当する審議会等と地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等および要綱設置審議会等	79	76	851	323	38.0	6	5	36	10	27.8	37	6	16.2	38	6	15.8	1		1				
25	202	彦根市									50	45	643	166	25.8	6	4	56	10	17.9	31	2	6.5	32	2	6.3	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	
25	203	長浜市	40.0	2023年3月	69	50	746	246	33.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	57	52	756	250	33.1	5	4	35	8	22.9				43	2	4.7	2	2021年7月1日	2	2021年6月22日	1		
25	204	近江八幡市		2030年3月	89	75	1,386	388	28.0	法律もしくはこれに基づく政令、要綱、規則等	36	33	452	134	29.6	6	4	37	5	13.5	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1				
25	206	草津市	50.0	2026年3月	78	76	1,082	415	38.4	市民参加対象の懇話会、審議会等	64	64	796	322	40.5	6	4	40	7	17.5				19	3	15.8	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	
25	207	守山市	40.0	2021年4月	57	56	782	276	35.3	地方自治法第138条の4第3項に基づく法律または条例の定めにより設置された附属機関、および規則または要綱等の定めにより設置されたその他の審議会等	29	28	312	110	35.3	6	4	29	7	24.1							2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	
25	208	栗東市	40.0	2024年3月	58	40	726	248	34.2	市長が委嘱する審議会、委員会	40	37	503	174	34.6	6	4	31	6	19.4	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1				
25	209	甲賀市	40.0	2029年3月	83	75	1,162	352	30.3	法律又は条例、要綱の定めにより設置された市の付属機関等	46	44	589	194	32.9	6	5	35	8	22.9	45	5	11.1	46	5	10.9	1		1				
25	210	野洲市	40.0	2026年3月	86	81	1,494	522	34.9	市長等が任命又は委嘱する審議会、委員会等	61	56	778	304	39.1	6	6	42	14	33.3	25	4	16.0	26	4	15.4	2	2021年1月1日	2	2021年1月1日	2	2021年1月1日	
25	211	湖南市	40% ただし、現在の男女共同参画計画見直し中	2021年3月	53	51	650	220	33.8	附属機関(地方自治法第202条の3に定める附属機関)	53	51	650	220	33.8	6	5	30	10	33.3	25	4	16.0	26	4	15.4	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	
25	212	高島市	50.0	2027年3月	42	38	534	191	35.8	地方自治法第202条の3の規定に基づく審議会および同法第180条の5の規定に基づく委員会等	36	33	506	184	36.4	6	4	34	7	20.6	41	7	17.1	42	7	16.7	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	
25	213	東近江市	40.0	2022年3月	55	47	991	347	35.0	地方自治法第202条の3に定める法律・条例に基づく附属機関	34	28	518	153	29.5	6	5	56	11	19.6	40	3	7.5	41	3	7.3	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	
25	214	米原市	33.0		67	58	711	233	32.8	法律、条例により設置する、調停、審査、諮問、調査を行うための合議制の機関、市政運営や諸計画の策定にあたり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関。市の政策に関する研究や連絡調整、啓発等を目的として設置する機関。	57	51	670	208	31.0	6	5	36	6	16.7	27	2	7.4	28	2	7.1	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1		
25	383	日野町	30.0	2029年3月	10	8	192	78	40.6	法令・条例に基づく審議会等	20	19	212	65	30.7	6	3	31	6	19.4	17	1	5.9	18	1	5.6	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	
25	384	竜王町									27	25	408	102	25.0	6	4	44	7	15.9	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1				
25	425	愛荘町									23	18	446	128	28.7	6	5	27	8	29.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1				
25	441	豊郷町	40%～60%	2029年3月	22	10	134	32	23.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等内閣府の実施する地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査	13	10	134	32	23.9	6	2	31	3	9.7							1		1				
25	442	甲良町									6	5	62	18	29.0	5	3	27	4	14.8	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1				
25	443	多賀町									14	13	148	47	31.8	6	5	36	8	22.2	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1				

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査 時点 コード	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況					調査 時点 コード	そ の 他					
		うち					うち					うち					うち					防 災 ・ 危 機 管 理 部 局 職 員 数	う ち 女 性 数	女 性 比 率 (%)	う ち 管 理 職 数	う ち 女 性 数	女 性 比 率 (%)																		
		管理職 総数	女性 数	女性 比率 (%)	うち 管理職 総数	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数							うち 女性 比率 (%)	係長 補佐 相当 職	うち 女性 数	うち 女性 比率 (%)														
		1,727	418	24.2	1,248	209	16.7	235	28	11.9	192	20	10.4	316	55	17.4	250	39	15.6	1,176	335							28.5	806	150	18.6			1,535	556	36.2	1,015	249			24.5	2,476	1,118	45.2	1,494
25 201	大津市	178	15	8.4	120	8	6.7	17	1	5.9	14	0	0.0	36	3	8.3	24	2	8.3	125	11	8.8	82	6	7.3	309	70	22.7	151	9	6.0	728	295	40.5	349	111	31.8	1	10	1	10.0	2	0	0.0	1
25 202	彦根市	216	53	24.5	127	21	16.5	23	1	4.3	16	0	0.0	45	7	15.6	27	2	7.4	148	45	30.4	84	19	22.6	122	24	19.7	101	18	17.8	247	100	40.5	181	54	29.8	1	6	0	0.0	3	0	0.0	1
25 203	長浜市	172	53	30.8	119	19	16.0	26	3	11.5	18	1	5.6	24	6	25.0	22	4	18.2	122	44	36.1	79	14	17.7	241	81	33.6	189	42	22.2	325	168	51.7	228	84	36.8	1	7	0	0.0	2	0	0.0	1
25 204	近江八幡市	158	46	29.1	64	6	9.4	24	1	4.2	14	0	0.0	23	7	30.4	11	2	18.2	111	38	34.2	39	4	10.3	131	57	43.5	56	15	26.8	168	83	49.4	55	16	29.1	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1
25 206	草津市	137	39	28.5	111	20	18.0	17	3	17.6	16	2	12.5	28	2	7.1	27	2	7.4	92	34	37.0	68	16	23.5	83	28	33.7	61	10	16.4	121	55	45.5	81	24	29.6	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
25 207	守山市	84	24	28.6	68	15	22.1	14	3	21.4	13	2	15.4	16	2	12.5	13	1	7.7	54	19	35.2	42	12	28.6	37	19	51.4	25	8	32.0	85	23	27.1	61	7	11.5	1	6	0	0.0	3	0	0.0	1
25 208	栗東市	66	14	21.2	56	7	12.5	13	0	0.0	13	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	48	13	27.1	38	6	15.8	52	27	51.9	39	15	38.5	80	45	56.3	50	21	42.0	1	8	0	0.0	1	0	0.0	1
25 209	甲賀市	106	28	26.4	82	17	20.7	18	3	16.7	14	3	21.4	30	6	20.0	26	5	19.2	58	19	32.8	42	9	21.4	111	54	48.6	65	22	33.8	154	81	52.6	100	37	37.0	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1
25 210	野洲市	97	35	36.1	62	15	24.2	12	3	25.0	10	2	20.0	20	4	20.0	16	4	25.0	65	28	43.1	36	9	25.0	60	28	46.7	34	8	23.5	124	58	46.8	71	21	29.6	1	5	1	20.0	0	0	0.0	1
25 211	湖南市	60	18	30.0	52	17	32.7	13	2	15.4	10	2	20.0	14	4	28.6	12	4	33.3	33	12	36.4	30	11	36.7	71	44	62.0	39	20	51.3	73	44	60.3	43	18	41.9	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1
25 212	高島市	96	17	17.7	89	17	19.1	15	2	13.3	14	2	14.3	24	2	8.3	22	2	9.1	57	13	22.8	53	13	24.5	42	19	45.2	33	19	57.6	102	38	37.3	89	37	41.6	1	5	0	0.0	3	0	0.0	1
25 213	東近江市	148	35	23.6	123	23	18.7	21	3	14.3	18	3	16.7	41	8	19.5	36	8	22.2	86	24	27.9	69	12	17.4	116	51	44.0	85	29	34.1	135	67	49.6	88	29	33.0	1	9	1	11.1	2	0	0.0	1
25 214	米原市	47	9	19.1	44	6	13.6	8	1	12.5	8	1	12.5	9	3	33.3	8	2	25.0	30	5	16.7	28	3	10.7	69	16	23.2	64	11	17.2							1	6	1	16.7	3	0	0.0	1
25 383	日野町	35	5	14.3	26	2	7.7	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	30	5	16.7	21	2	9.5	15	8	53.3	6	1	16.7	37	18	48.6	21	6	28.6	1	16	2	12.5	2	0	0.0	1
25 384	竜王町	33	9	27.3	25	4	16.0	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	29	9	31.0	21	4	19.0	11	5	45.5	11	5	45.5	33	14	42.4	29	10	34.5	1	12	1	8.3	1	0	0.0	1
25 425	愛荘町	36	6	16.7	34	5	14.7	6	2	33.3	6	2	33.3	0	0	0	0	0	0	30	4	13.3	28	3	10.7	18	8	44.4	16	6	37.5	22	9	40.9	20	7	35.0	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
25 441	豊郷町	30	4	13.3	23	3	13.0													30	4	13.3	23	3	13.0	15	6	40.0	14	5	35.7	2	1	50.0	1	1	100.0	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1
25 442	甲良町	14	4	28.6	12	2	16.7													14	4	28.6	12	2	16.7	18	5	27.8	16	3	18.8	12	7	58.3	7	2	28.6	1	2	1	50.0	0	0	0.0	1
25 443	多賀町	14	4	28.6	11	2	18.2													14	4	28.6	11	2	18.2	14	6	42.9	10	3	30.0	28	12	42.9	20	5	25.0	1	6	1	16.7	2	1	50.0	1

調査時点 調査期間は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 市 区 町 村 コ コ ロ ド ド	市 区 町 村 名	議員の通勤又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間が、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席事由がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		14	1の合計	19	4	0	16		0			16	16	16	16	16	15
		5	2の合計	0	15	16	3		19			0	0	1	1	3	0
		0	3の合計	0		3	0		0			1	1	1	1	0	1
		0	4の合計	0								2	2	1	1	0	3
25	大津市	第2条 議員は、市長の承認を受けて、文書等(別表に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。	大津市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
25	彦根市	(書類の提出) 第9条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、所屬長を経て人事課長に提出するものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、人事課長が別に定める。 付 則 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた議員は、この要綱の施行の日から平成12年6月15日までに、所屬長を経由して人事課長に第4条第2項の旧姓使用承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。 別表(第3条関係) (1) 職員録 (2) 職員配置図 (3) 名刺 (4) 事務分掌表 (5) 職務分掌表 (6) 起案文書(回議書等における起案者の氏名表示) (7) 決議文書、供覧文書等に係る押印(公開審査等の押印を含む。) (8) 復命書 (9) 研修受講報告書 (10) 事務分掌書 (11) 彦根市財務規程(平成5年彦根市規則第11号)、彦根市公有財産事務取扱規則(昭和39年彦根市規則第12号)等に定める会計事務規程 および証憑書類のうち専ら組織内部で使用する文書(債権行為に係るものおよび委任事項に係る委任者の決議を除く。) (12) 被服貸与簿 (13) 公務員用自動車等(彦根市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和40年彦根市規則第14号)別記様式) (14) 住所簿(服務規程様式第2号) (15) 出勤簿(服務規程様式第4号) (16) 遅刻、早退、一時外出、欠勤届(服務規程様式第5号) (17) 営利企業等従事許可届(服務規程様式第6号の2) (18) 時間外勤務等命令簿(服務規程様式第7号) (19) 当直勤務命令簿、当直日誌(服務規程様式第9号、第10号)	彦根市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	1

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の明記はありますか。(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
コ ロ シ イ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
25 202	彦根市	(20) 卒次書給付申請書(服務規程様式第11号) (21) 特別休暇簿(服務規程様式第12号) (22) 病欠休暇簿(服務規程様式第13号) (23) 介護休暇簿(服務規程様式第14号) (24) 週休日差替簿(服務規程様式第15号) (25) 代休日指定簿等(服務規程様式第16号、第17号) (26) ボランティア活動計画書(服務規程様式第18号) (27) 手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿、実績簿および勤務状況報告書 (28) 職員互助会に係る文書 (29) 会則 (30) 研究論文等の発表 (31) 報告等に提出するもののほか、法令等に基づかない文書等で所属長が認めるもの															
25 203	長浜市	長浜市職員旧姓使用取扱規程第5条第1号 (旧姓使用の承認等) 第5条 市長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、市長は、特別の必要があるときとは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。	長浜市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
25 204	近江八幡市	近江八幡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない範囲で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	近江八幡市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
25 206	草津市	草津市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職務に使用している文書等において、職務遂行上または事務処理上支障を主として生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	草津市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
25 207	守山市	守山市職員旧姓使用取扱要綱第2条 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら職務に使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	守山市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
					議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について減額の規定はないか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
コ ロ シ イ ド	市 村	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2015年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
208	東	東	東	東	東	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
209	東	東	東	東	東	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
210	野	野	野	野	野	1	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
211	湖	湖	湖	湖	湖	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	4
212	高	高	高	高	高	1	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
25	213	東近江市	2		東近江市議会	1	2	2	1	東近江市議会会議規則 第2条第2項 第8条第2項	2			1	1	1	1	1	1	
25	214	米原市	1	米原市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 職員の職務は、法令および各等々の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	米原市議会	1	1	2	1	米原市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のために欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	383	日野町	1	日野町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令等に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上支障を生じないものに限って、旧姓を使用することができる。	日野町議会	1	2	2	1	日野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	384	竜王町	2		竜王町議会	1	2	2	1	竜王町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	425	栗荘町	1	栗荘町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令および各等々の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上支障を生じないものに限って、旧姓を使用することができる。	栗荘町議会	1	1	3	2			2			4	4	2	2	2	4
25	441	豊郷町	2		豊郷町議会	1	2	2	1	豊郷町議会会議規則 第2条第2項	2			1	1	1	1	1	1	
25	443	甲良町	2		甲良町議会	1	2	3	2	多賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	2	3	
25	443	多賀町	2		多賀町議会	1	2	2	1	多賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

滋賀県

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。			
市区町村		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っており、今後取組も予定もない。	に1. 関する規定が定められている倫理防規 2. 議員のハラスメント防止に関する規定が定められている 3. 議員のハラスメント防止に関する規定が定められている 4. その他	問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っており、今後取組も予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		1	2	7	3	0	0	0	2			1	
		0	2	3	0	0	0	0	5			16	
		0	0	9	0	0	3	0	12			2	
		18	15	0	0	0	0	2	0	10			
25 201 大津市		4	4	3					3	4		2	
25 202 彦根市		4	4	1		3			3	3		2	
25 203 高浜市		4	2	3					3	2		2	
25 204 近江八幡市	4	4	1	1		近江八幡市議会議員政治倫理条例 第4条第1項第3号 議場の内外を問わず、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等のあらゆる人権侵害並びに議員の地位を犯すことのある言動及び行為をしないこと。	3	2			2		
25 206 草津市	4	4	2				2	1		草津市議会議員旧姓使用取扱要領 要領全てが該当します。	2		
25 207 守山市	4	4	3				3	4			2		
25 208 東栗東市	4	1	3				3	4			2		
25 209 甲賀市	4	2	1	1		甲賀市議会議員政治倫理条例 第3条(5) 議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及びセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	4			2		
25 210 野洲市	4	4	3				3	1		野洲市議会議員旧姓使用取扱要領 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する届出書類 (3) 経歴書 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 議員徴収票(給与支払報告書)の名義 (6) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (7) 全国市議会議員団体情報提供、全国市議会議員医療保険制度加入申請等書類 (8) 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合に関する報告書及び請求書(議員状況報告書を除く) (9) 役員等表彰の申請書類 (10) 提出先の機関等が旧姓の使用を認めていない書類等 (11) その他、旧姓使用によって、業務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの	2		
25 211 瀬郷市	4	4	2				2	4			3		
25 212 高島市	4	1	1	1	3	高島市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第7号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為およびセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3			2		
25 213 東近江市	4	4	3				3	4			2		
25 214 高岡市	4	4	3				3	2			2		
25 383 日野町	4	4	1		4	新人議員向けにコンプライアンスの注意喚起のため、冊子を配布している。	1	4			1		
25 384 竜王町	4	4	1		4	新人議員向けにコンプライアンスの注意喚起のため、冊子を配布している。	2	2			2		
25 425 彦根市	1	4	3				3	4			2		
25 441 甲賀市	4	4	2				2	4			3		
25 442 甲賀市	4	4	3				3	2			2		
25 443 彦根市	4	4	1		3		2	4			2		